第１回障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会【会議要旨】

日時　令和８年（2026 年）10 月 30 日（金）10:00～12:15
場所　益城町役場　会議室 2-4、2-5、2-6
出席者　出席委員９名（欠席委員１名）

◆ 概要

✧ **開会**

✧ **委嘱状交付**

✧ **町長挨拶**

✧ **委員及び事務局自己紹介**

✧ **委員長及び副委員長の選出**

✧ **議事（１）計画の概要及び町の現状について**

➢ 事務局より、議事（１）の説明。

- 委員）８ページの「身体障害者手帳所持者の状況」等のグラフの表現について、一つのグラフ上に、何人で、何%か一目で分かるよう工夫してはどうか。また、グラフの色に変化をつけたりすると分かりやすいのではないか。凡例についても、グラフの下ではなく、グラフ横にある方が見やすいのではないか。
- 委員）６ページの「総人口の推移」の部分について、年齢を 15 歳未満、15～64 歳、65 歳以上で区分しているが、今回策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画で児童の範囲は、18 歳未満である。なぜ違うのか。
  - ➢ 委員長）あくまでも、「総人口の推移」は益城町全体の人口の推移、人口構成である。７ページ以降で障がい者の状況の説明部分になっている。
  - ➢ 事務局）出典元のデータが 15 才未満、15 歳～64 歳といったような区分になっている。18 歳以上等に変更するか検討する。
- 委員）アンケートの対象者について、前回は「障がいをお持ちの方」で、今回は「障がいに関するサービスを利用している方」となっている。
  相談支援事業の現在利用している割合が 50%程度の数値になっているが、実態として、障害福祉サービスを利用している方が利用をしている相談支援は、計画相談や障害児相談に当たると思う。ここに該当するのは、市町村障がい者相談支援事業になると思うので、実質ほぼゼロに近い数字になるのではないか。

- 委員長）地域生活支援事業については、質問の仕方によって、回答者が何ととらえているのかといったところに混同があったかもしれない。
- 事務局）対象者へは、サービスの内容を記載した説明資料を別添で送付している。見込量等は町の実績に基づき推計し、アンケートの結果は、事業の形態とサービス・事業名を混同して回答している可能性があることを踏まえ、回答内容を精査した上で結果を活用する。

- 委員）17 ページの「障害福祉サービス等の提供事業所数」に、地域生活支援事業と障害児支援に関するサービス提供事業所数はあるが、障がい者のサービスについての記載がないのはなぜか。
  - 事務局）前回計画書でも記載がなかった内容である。今後事務局で、記載するかについて検討する。

- 委員）上益城圏域で２事業所に委託してあった障がい者相談支援事業所が、町で１事業所に変更されていることについて、理由を記載してはどうか。
  - 事務局）上益城圏域での委託から、令和６年度に益城町単独での委託に変わり、事業所数としては、減少した印象になるが、実際は、丁寧な相談支援ができる体制になっているため、理由を記載する。

- 委員）他市町村では、福祉施策の充実や施設数の増減に伴い、人口やサービス利用者数が大幅に増減した事例がある。計画期間中にそのような増減が生じた場合、市区町村間の調整は、どのような時期に、どのような方法で行うのか。
  - 委員長）今回の熊本地震でも、高齢者施設では、近隣施設から職員の応援を受けたり、入居者を一時的に受け入れてもらったりする取組が行われていた。取り巻く状況が変化する中で、町として、また町民として何ができるかを考えていく必要がある。益城町では、まちづくり協議会を通じて住民の意見を聞く機会が設けられており、その声を施策に反映している。このように、住民から多くの意見が出され、それが施策に反映される自治体であればよいと思う。

- 委員）障がい特性よって困難なことが違う。当事者に聞き取りする等で、詳しく聞き取りを行うと良いと思う。また、アンケート調査結果についても、障がいの種類ごとに分析し、計画に反映するとよいのではないか。
  - 事務局）調査票では、障がいの種別やその他の認定の有無を質問している。また、報告書内には、手帳種別や認定別でクロス集計を行っている。手帳種別等によって結果が異なる部分は、回答結果をしっかり検証する。
    今回策定する障がい福祉計画は、事業の見込み量等の数値目標がメインになってくるが、３年後の障がい者計画策定に向けて、調査結果から把握された傾向は整理して残しておく必要があると考えている。
    また、聞き取りについては、今後の調査方法として検討する。

- 17ージの「通級指導教育の在学者状況」で、７年度から８年度で人数が減った理由は、通級指導教室から特別支援学級に移ったのではないか。また、16 ページの「特別支援学級在籍者数」で、令和８年度では小学生が 181 人、中学生が 76 人となっているが、小学生・中学生全体で何パーセントになるのか。
  - 事務局）教育委員会から資料を提供していただいているため、次回、第２回の策定委員会で回答する。
  - 委員）通級指導教室の空き状況や、利用にあたっては、送迎が必要となる場合もある。そういったことが影響している可能性もある。
- 委員長）30 ページの「災害時の避難」について、災害時に避難が「できない」と回答した方に対して、どのように対応するのかといった点まで把握できれば、今後の施策に反映できるのではないか。また、地震の際、ある地域では、区長が全世帯を訪問したと聞いている。民生委員・児童委員制度創設 100 周年を記念した次期行動方針では、障がい児への支援に力を入れていくことが示されている。
  - 委員）その実現には、関係者間での情報共有が非常に重要である。しかし、個人情報保護を理由に必要な情報が共有されず、結果として障がいのある方が支援から取り残されてしまうケースもあるのではないかと感じている。
- 委員）福祉避難所について、益城町としての福祉避難所の定義や提携先、運営方法を教えてもらいたい。
  - 事務局）福祉避難所は、災害救助法が適用された際に開設することとなっている。本町では、町内外の 16 施設と福祉避難所の設置・運営に関する協定を締結している。ただし、全ての施設で受入れが可能とは限らず、被災状況や避難を希望する方の身体状況等を踏まえ、受入れの可否を判断する必要がある。今回の地震では、危機管理課が協定を締結している 16 施設に対し、受入れが可能な状況にあるか聞き取りを行った。福祉避難所への避難については、直接施設に向かうのではなく、まず町に相談していただき、本人の状況を把握した上で、受入れが可能と考えられる施設に町から相談する流れとなっている。
  - 委員）発達障がいのある子どもの保護者からも、福祉避難所の場所について問い合わせを受けている。平時から支援が必要な方を把握し、情報の共有をする必要があると考える。
  - 委員）福祉避難所に限らず、一般の避難所においても、障がいのある方が安心して過ごせる専用スペースを設けるなどの配慮があれば、安心して避難できると考える。また、平時から本人や家族に避難時に必要な配慮等を聞き取り、ニーズを把握しておくことで、災害時に安心して避難できる環境の確保につながると考える。
  - 委員長）広報ましき等を使って、福祉避難所、一般避難所の定義や利用方法等を周知することも考えられる。福祉避難所は、誰もが避難する場所ではなく、

本当に必要な人のための避難所であることを、我々も意識しないといけない。また、福祉の基本的な考え方の一つに「自助」があり、まずは一人ひとりが災害への備えや対応を考え、自助だけでは対応が難しい場合には、「共助」の視点から地域でどのような支援ができるかを話し合うことが重要である。
一方で、障がいのある方の中には、自身の障がいについて周囲に知られたくない方もいるため、本人の意向を尊重しながら、どこまで情報を共有し、必要な支援につなげていくかについても考える必要がある。

✧ **議事（２）町の成果目標の進捗状況について**

➢ 事務局より、議事（２）の説明。

- 委員長）34 ページの「福祉施設から一般就労への移行等」について、就労継続支援Ａ型事業所では、近年、法改正等の影響により、事業所の閉鎖や人員整理が相次いでいると聞いているが、本町ではどのような状況か。
  - ➢ 事務局）町内には就労継続支援Ａ型事業所が２か所あり、いずれも継続して運営を行っていただいている。また、一般就労への移行者数も年々増加している。
  - ➢ 委員）上益城圏域の山間部では、Ａ型事業所が増えている。ただ中心部、特に益城町は東区に隣接をしているので、益城町から東区に仕事に行く方も多いと思われる。また、Ｂ型に関しては参入意向の事業所があり、まだ増える見込みである。今後、自立支援協議会の就労支援部会で、一般就労に向けたマッチングなどを行う案もある。

- 委員）33 ページの「コーディネーターの配置人数」について、このコーディネーターは、役場職員がするのか、それとも社会福祉協議会の方でもコーディネーターとしての役目をはたせるのか。
  - ➢ 事務局）上益城圏域で、コーディネーターを配置する方向で検討をしている。どの方にということは、議論の最中で、今後３年間で配置できるよう上益城圏域での話し合いを進めていく。

- 委員）33 ページの「強度行動障がいを有する者への支援体制」について、現在、町で把握してる強度行動障がいの方はいるか。
  - ➢ 事務局）障害福祉サービスを利用している方であれば、人数の把握ができるが、サービスを利用されていない方の状況については把握できていない。
  - ➢ 委員長）強度行動障害は個別での対応が前提となっているため、強度行動障がいの人たちの行き場がないというのが現状である。
  - ➢ 委員）入所施設では、職員をマンツーマンで配置することは難しく、現場ではさまざまな工夫を重ねながら対応しているのが現状である。

✧ **（３）次期計画について**

➢ 事務局より、議事（３）の説明。

- 委員）42 ページの基本目標４は「地域共生社会の実現に向けた取組」となっているが、地域共生社会の実現は、基本理念にも掲げられており、計画全体の前提となる考え方である。そのため、基本目標４については、地域コミュニティに焦点を当てた目標設定とした方がよいのではないか。
- 委員）40 ページの「発達障がい者等への支援」で、「ペアレントメンター等を活用し」とあるが、これは発達障がいの方への支援ということでよいか。
  - ➢ 事務局）発達障がいのある子どもさんがいらっしゃる保護者の方にメンターをお願いしている。今後、メンターの方を増やしていく予定で、相談支援事業所と連携しながら、希望する保護者の方に声掛けを行いたい。
- 委員）46 ページ以降の構成について、現在は「国の成果目標」「町の考え方」「町の目標値」の順に記載されているが、「国の成果目標」「町の目標値」「町の考え方」の順にした方が、国の目標を踏まえて町がどのような目標を設定し、その目標に対してどのような考え方で取り組むのかという流れで理解しやすくなるのではないかと感じた。
  - ➢ 事務局）頂いたご意見を参考にし、記載方法やレイアウトを検討する。

  委員長）障がい福祉計画については、国が示す基本指針に即して策定する必要があるため、町独自の取組をどこまで盛り込めるかについては、一定の制約があることに注意したい。

✧ **議事（４）今後のスケジュールについて**

➢ 事務局より、議事（４）の説明。

✧ **閉会**